

**税関通達第 63/2565 号「バッテリー電気自動車(BEV)の完成車(CBU)ユニットの
輸入関税減免に関する税関基準および手続き」のポイント**

輸入関税の優遇措置の適用を希望する輸入者は、通関時に以下の書類を提出する必要がある。

- 小売価格 200 万バーツ(約 780 万円、1 バーツ=約 3.9 円)までの BEV の輸入:物品税局からの適格性証明書(YorFor. 01-02/01)
- バッテリー容量が 30 キロワット時以上かつ小売価格 200 万～700 万バーツの BEV の輸入:物品税局からの適格性証明書(YorFor. 01-02/02)
- 適用される自由貿易協定(FTA)に基づく輸入のための原産地証明書(C/O)

輸入申告書の詳細に、輸入された各 BEV の以下の情報を英大文字とアラビア数字で記入する。

- (1) 「Brand Name」は、BEV のブランド名とモデル名をスペースを空けて記入(例:TESLA MODEL S)
- (2) 「Product Year」は、西暦の生産年を記入(例:2015)
- (3) 「Product Code」は、「N/A:馬力:電力」を指定(例:N/A:470HP:120KW)
- (4) 「Customs Product Code」は、自動車に使用されるエネルギータイプを指定(例:ELECTRIC)
- (5) 「Product Attribute 1」は、シャーシ番号を指定。(例:5YJSB6H12EFP58823)
- (6) 「Product Attribute 2」は、モーター番号を指定。(例:T14J0066110)
- (7) 「Thai Description of Goods and English Description of Goods」は、「CBU BEV」と記載し、ブランド、モデル、生産年(西暦)、バッテリー容量(KWH)に加えて、上記(3)～(6)の情報を記載する(例:CBU BEV TESLA MODEL S 2016 45 KWH N/A:470HP:120KW ELECTRIC 5YJSB6H12EFP58823 T14J0066110)

また、輸入者は通関時の「Privilege」欄に以下の特権コードを指定する。

- 「E01」:FTA により輸入された小売価格 200 万バーツ以下の CBU の BEV で、適用関税率が 40%以下の場合。(関税は免除される)

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

- 「E02」:FTA により輸入された小売価格 200 万バーツまでの CBU の BEV で、適用関税率が 40%を超える場合。(関税が 40 パーセントポイント削減される)
- 「E03」:FTA を使わずに輸入された小売価格 200 万バーツまでの CBU の BEV の場合。(関税率 40%が適用される)
- 「E04」:バッテリー容量 30 キロワット時以上、小売価格 200 万～700 万バーツの CBU の BEV を FTA を利用して輸入し、適用関税率が 20%以下の場合(関税は免除される)
- 「E05」:バッテリー容量 30 キロワット時以上、小売価格 200 万～700 万バーツの CBU の BEV を FTA を利用して輸入し、適用関税率が 20%を超える場合(関税が 20 パーセントポイント削減される)
- 「E06」:バッテリー容量 30 キロワット時以上で、FTA を使わずに輸入された小売価格 200 万～700 万バーツの CBU の BEV の場合。(関税率 60%が適用される)

輸入申告書の詳細(Permit)には、以下を明記する。

- 「Permit No.」:適切な物品税局の適格性証明書番号
- 「Issue Date」:適格性証明書の発行日
- 「Permit Issue Authority」:物品税局の納税者番号(0994000160461)

FTA を利用する場合、以下の情報を提出する。

- 「Import Declaration Permit section」:原産地証明の詳細
- 「Origin Criteria」欄:原産地証明にて申請した原産地基準
- 「Certified Exporter Number」欄:ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)の原産地宣言(O/D)または地域的で包括的な経済連携(RCEP)協定の原産地宣言(DO)を利用する場合、認定輸出業者登録番号
- 「Remark」欄:FTA 特権コードを記入

通関時に C/O または電子 C/O 番号を提示できない場合、輸入者は一般税率にて通関を行うが、事後に特惠税率を適用する権利を留保する必要がある。「Argumentative Reason Code」欄に「P14」を指

定し、「Argumentative Privilege Code」欄に適切な特権コード、「Remarks」欄に適用された FTA 特権コードを指定する必要がある。

輸入者は、輸入申告書を税関のコンピュータシステムに送信する際、「Assessment Request Code」欄に「Y」マークを記入し、輸入される BEV を「red line」とする必要がある、物品がリリースされる前に、タイ税関による実地検査を受ける必要がある。

また、輸入者は、本税関通達に添付されたフォームに従って、BEV の詳細に関する証明書を提示する必要がある。

税関検査では、輸入者は輸入される BEV と適格性証明書、FTA の C/O、BEV の詳細に関する記入済みの証明書、インボイス、カタログなどを税関に提示し、検査を受ける手配を行う。輸入申告書、適格性証明書、原産地証明書類、その他の添付書類の情報が一致せず、合理的な疑いがある場合、またはタイ税関が発行機関に対して情報の正確性について情報提供を依頼する場合、輸入者は通常の関税率での保証金を置くことを条件に、製品の引き渡しの許可を受けることができる。

提出された適格性証明書が無効であることが判明し、物品税関が同書類を再発行した場合、輸入者は輸入申告書の情報について訂正を申請し、新たな適格性証明書をタイ税関に提出しなければならない。

提出された適格性証明書が物品税関によって取り消された場合、輸入者は同局からの通知書とともに、特権コードを「000」に変更する申請書を提出する必要がある。その場合、輸入者は不足分の関税、その他の未納税、サーチャージ、(ある場合)罰金の支払義務を負う。支払いは失効日から 30 日以内に完了しなければならず、BEV の輸入日から関税特権不適格とみなされる。

タイ税関は、正確な情報が申告された輸入申告書を、ナショナルシングルウィンドウ (NSW) システムを通じて、陸運局と電子的に共有する。

輸入者は、本通知に基づく関税特権を利用した BEV の CBU の輸入に関するすべての記録を、輸入日から 5 年間、何らかの形態でのメディアまたはハードコピーで保管することを要求される。

税関通達第 63/2565 号 URL:

<https://ratchakitcha2.soc.go.th/pdfdownload/?id=139D130S0000000000900>